**府有施設の休館等について（案）**

**資料２**

|  |
| --- |
| **（基本方針）**  **・府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設については、当面、3月20日までの間、原則、休館とする。**  **・上記を踏まえた、各府有施設における具体的な対応は、施設所管部局において速やかに決定する。**  **・上記方針について、市町村への協力を依頼する。** |

* **休館等の対象外（例）**

**・貸会議室・貸館・会議場、体育館**

**(ただし、当該施設でのイベント等については、2月18日の決定の通り。)**

　（参考）　2月18日の対策本部会議での決定

　・当面、1か月間（3月20日まで）は、府主催の府民が参加するイベントや集会を原則、

開催中止又は延期。

・市町村及び事業者に対しては、できる限りの対応についての、ご協力を依頼。

**・公園（＝屋外。ただし、公園内の上記に該当する屋内施設等は休館。）**

**・その他、屋外施設（野球場、テニスコート等）**

* + 指定出資法人等の施設の扱いについては、指定出資法人の判断。